

【令和6年度第3回小牧市障害者自立支援協議会次第】

開催日時 令和7年3月10日（月） 午後2時～4時

会議場所 ふれあいセンター 3階 大会議室

出席者（委員15名のうち13名出席）

（出席した委員）

日本女子大学	中尾 友紀
ポプラの会	位田 左和子
小牧市手をつなぐ育成会	黒田 孝子
民生委員・児童委員連絡協議会	丹羽 祐二
社会福祉法人アザレア福祉会	小木曾 眞知子
一般社団法人小牧市医師会	鈴木 美穂
愛知県春日井保健所	中村 征人
春日井公共職業安定所	原 雅恵
愛知県立小牧特別支援学校	船越 勢津
小牧市学校教育課	櫻井 郁代
小牧市幼児教育・保育課	森島 厚子
社会福祉法人小牧市社会福祉協議会	吉田 友仁
小牧市障がい福祉課	浅野 秀和

（同席）

尾張北部圏域地域アドバイザー 障がい者生活支援センター JHNまある	田代 波広
相談支援事業所連絡会代表 地域活動支援センター本庄プラザ	日高 尚子
こども連絡会代表 小牧市ふれあいの家 親子通園施設 あさひ学園	尾崎 雅代
日中活動系連絡会代表 生活介護 サンビレッジ	川崎 将宏
就労支援連絡会代表 就労継続支援A型事業所 かみふうせん	落合 裕子
委託相談支援事業所 サンフレンド障害者支援センター	中野 勝利
委託相談支援事業所 ふれあい総合相談支援センター	川口 佐代子

事務局 小牧市障がい福祉課	松浦 由和
事務局 小牧市社会福祉協議会	田中 秀治
事務局 ふれあい総合相談支援センター	長江 章
事務局 ふれあい総合相談支援センター	伊藤 凡子
事務局 ふれあい総合相談支援センター	湊川 健二
事務局 ふれあい総合相談支援センター	上平 まゆみ
事務局 ふれあい総合相談支援センター	今井 志乃

(欠席)

社会福祉法人大和社会福祉事業振興会

身体障害者支援施設 ハートランド小牧の杜

社会福祉法人あいち清光会

(傍聴者) 2名

野垣 俊也

川崎 純夫

あいさつ

1. 報告事項

①令和6年度9月～2月の事業の進捗状況

・・・資料1

- ・相談支援事業所連絡会
- ・こども連絡会
- ・日中活動系連絡会
- ・就労支援連絡会
- ・全連絡会共通事業
- ・基幹相談支援センター事業

・・・参考資料1、2

②令和7年度事業計画（案）について

・・・資料2、3

- ・相談支援事業所連絡会
- ・こども連絡会
- ・日中活動系連絡会
- ・就労支援連絡会
- ・全連絡会共通事業
- ・基幹相談支援センター事業

③令和7年度以降の評価シートについて

・・・資料4

④第4次小牧市障がい者計画 重点施策2「地域生活支援拠点の機能強化」について

(・・・資料5)

2. その他

閉会

*令和7年度第1回小牧市障害者自立支援協議会

日時：令和7年5月26日（月）午後2時～4時

場所：ふれあいセンター 3階 大会議室

〈配付資料〉

- ・ 次第
- ・ 資料 1 令和 6 年度第 4 次障がい者計画等進捗状況 令和 6 年 9 月～令和 7 年 2 月
- ・ 資料 2 【令和 7 年度相談支援事業所連絡会事業計画（案）】
- ・ 資料 3 令和 6 年度 障害者自立支援協議会 各連絡会等 事業計画・スケジュール
- ・ 資料 4 基本目標
重点施策
- ・ 資料 5 小牧市地域生活支援拠点 ガイドライン
- ・ 地域生活支援拠点等の整備について
- ・ 参考資料 1 情報シート
- ・ 参考資料 2 こまき福祉のおしごとフェア 面談結果
- ・ 参考資料 3 評価表記載例
- ・ 支援が必要なお子さんのためのガイドブック 冊子
- ・ 障がい者が日中通うためのガイドブック 冊子
- ・ 障がい者が事業所で働くためのガイドブック 冊子
- ・ 小牧市障がい福祉サービス事業所一覧 冊子

3. 議事内容

（事務局 長江）

本日はご多用の中、ご出席を賜りましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより令和 6 年度第 3 回小牧市障害者自立支援協議会を開催いたします。

本日の進行を務めさせていただきます、小牧市社会福祉協議会相談支援課長の長江です。よろしくお願いたします。なお、この会議は、小牧市審議会等の会議の公開に関する指針により公開とさせていただきます。本日の傍聴人は 2 名となっております。また、議事録につきましては、小牧市のホームページにて公開をさせていただきますので、ご承知おきください。

はじめに、本会事務局次長の田中よりご挨拶申し上げます。

（事務局 田中）

みなさん、こんにちは。

本来であれば、私共の澤木事務局長がご挨拶申し上げるところですが、会議が重なっておりまして、私の方から一言ご挨拶申し上げたいと思います。先程、中尾会長と階段を一緒に歩きながら、「寒くなったり暑くなったりだね、暖かくなったりだね」という話をしながら参ったのですが、三寒四温という、3 日寒くて 4 日暖かいという感じですか。だんだん春が訪れるという感じですけど、なにか一日ごとに違っている、今年は春とか夏も、夏が早いのかなというふうに思ったりしております。本日は第 3 回の自立支援協議会という事で、一年、今回の第 4 次障がい者計画が終了し、その一年の成果のまとめを報告させていただくとともに、来年度事業の方も計画を提示させていただきながら、新たに評価シートや、地域生活支援拠点の話などを皆さまにご議論いただきたいと思います。本日も忌憚のないご意見

をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、本当に花粉症も大変ひどくなっておられる方もお見えですし、寒暖差が激しい時期でありますので、体調だけご留意いただきながらご活躍いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。よろしくお願いいたします。

(事務局 長江)

続きまして、本日の出欠状況ですが、ハートランド小牧の杜の野垣委員と、あいち清光会の川崎委員が欠席となっております。

それでは、本日の資料の確認をお願いいたします。事前に送付しましたものとして、本日の次第と名簿、資料1と参考資料1及び2。参考資料1、2は、昨年9月から今年の2月までの第4次障がい者計画等進捗状況になります。資料2として、令和7年度の事業計画案をご用意させていただきました。そして、資料3を飛ばして資料4、来年度以降にこの会議で使用する第4次障がい者計画の進捗の評価シートです。資料5は、小牧市地域生活支援拠点ガイドラインです。なお、このガイドラインの資料の最終ページには、小牧市とサービス事業所とのQ&Aを添付させていただいております。また、本日配付いたしましたものとして、A3サイズの資料「年間スケジュール」、それから色刷りになっています

「地域生活支援拠点等の整備について」の2つがございます。その他後ほどの報告事項にもなりますが、市内近隣の事業所一覧、サービス事業所一覧と3種類のガイドブックの計4つの印刷物をお配りしております。お手元にごございますでしょうか。大変多い資料になって申し訳ありません。ございますでしょうか。会議の途中で無いという事でしたら、事務局までお申し出いただければと思います。それではここからは次第に沿いまして、中尾会長の進行により会議を進めていただきたく存じます。中尾会長よろしくお願いいたします。

(中尾会長)

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。2時から4時までおよそ2時間、少し長丁場となりますけれども、闊達な意見交換ができればと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って議事を進めて参ります。まず議事1、報告事項①令和6年度9月から2月の事業の進捗状況です。ご説明をお願いいたします。

(事務局 上平)

事務局の上平と申します。よろしくお願いいたします。

資料1の1ページをご覧ください。令和6年度相談支援事業所連絡会の9月から2月までの進捗状況です。グレーの網掛けは8月までに終了している事業となります。1～4の4つの目的に沿って事業を実施しております。第3回の相談支援事業所連絡会では、市内の相談支援事業所における相談員を増やすために、相談支援専門員初任者研修のフォローアップを行いました。内容は計画作成についての勉強会を行っております。初任者研修を受講中の方が持ち寄ったサービス等利用計画書を確認しながら質問などを受け、アドバイスを行いました。評価としては、初任者研修を受講している方から、「一人では考えつかなかったいろいろな目線でアドバイスを受ける事ができた」という意見があり、今後の計画作成に活かす事ができております。

2 ページをご覧ください。第4回の相談支援事業所連絡会では、相談員の困り事として、外国籍の方や共働きの保護者が多く、連絡を取る事が難しい事や、サービス等利用計画の内容説明に苦慮しているという事が挙がりました。このような困り事は多く、相談員がそれぞれ工夫している事を挙げていきながら話し合う事ができました。来年度も相談支援専門員がそれぞれ抱えている課題を皆さんで考えていく事ができるため、相談支援事業所連絡会は年4回継続して行って参ります。また、事例検討会につきましては、基幹相談支援センターの巡回訪問で相談があった困難ケースを検討していく事にしております。

2 ページの中段になります。市内の相談支援事業所における相談支援専門員の人数を増やすという目的に対して、方法の「事業所連携による機能強化型加算を取得する事業所を増やす事で人件費に繋げていただく」では、今年度9月より加算の取得を希望した事業所とふれあい総合相談支援センターとで進めていく予定となっておりますが、地域生活支援拠点の登録制を確立する事が優先となり、開始が遅延となっている状況でございます。来年度は、機能強化型加算の取得に向けて取り組んでいく予定となっております。

3 ページをご覧ください。各連絡会への相談員の参加です。各連絡会にそれぞれの相談支援専門員が出席しております。評価としては、個別のケースから各連絡会への利用者ニーズを伝える事には至りませんでした。今後も各連絡会に相談支援専門員が参加し、個別のケースを通じて利用者の課題を伝える事や連絡会からの課題を相談支援事業所連絡会でも話し合えるように進めて参ります。相談支援事業所連絡会からは以上となります。

続きまして、こども連絡会の9月から2月までの進捗状況です。5 ページをご覧ください。5つの目的に沿って事業を行いました。6 ページをご覧ください。第2回のこども連絡会全体会では、以前からの課題である3つの項目について話し合っております。1つ目は、不登校児童の居場所や保護者への相談窓口などの社会資源の情報をどのように集約して、その情報をどのように届けていくか、などを話し合っております。学校教育課のホームページにアップされている「不登校児童の支援に関わる相談窓口」を活用して行くと良いのではないかという事と、今後新たな社会資源についての掲載は学校教育課が検討していただけるという事になりました。

7 ページをご覧ください。2つ目の情報共有の仕方につきましては、学校と保護者が利用している無料のICTツール【t e t o r u】というものが有効だと事業所部会で提案がありましたが、事業所が利用するには有料であるという事が分かりました。そのため、別のICTツールである無料の電子連絡帳【こまきつながるくん連絡帳】の活用を、まずは事業所部会で検討していく事となりました。3つ目の送迎に関する困り事では、重度の児童の送迎時にはスタッフが3名の配置で対応しなければならないなど、具体的な困り事を共有する事ができました。今後もこども連絡会全体会は年2回行い、事業所部会からの課題や、課題に向けて取り組める事などを話し合っております。また、関係機関との情報共有や意見交換を行う事で、より多くの社会資源を把握し、ライフステージに沿った切れ目のない支援に繋げて参ります。

9 ページをご覧ください。第2回のこども連絡会事業所部会では、不登校児童の自己肯定感の高め方、本人からの思いの引き出し方をテーマに事例検討会を行っております。「インシデントプロセス法」という、参加者が事例提供者へ質疑応答しながら問題解決を検討する手法で、新たな気づきや実践できる方法を得る事ができました。今後もサービス事業者等の質の向上に繋げていけるように、事例検

討会は継続して参ります。

10ページをご覧ください。第3回のこども連絡会事業所部会では、日本福祉大学の山崎先生を講師にお招きし、『～個別支援計画5領域の理解とこどものニーズを知るためには～』をテーマに職員研修を行いました。評価としましては、自分の思いを上手く伝えられない児童の課題を見立てる視点や、それを反映した個別支援計画の作成を学ぶ事ができております。今後も、児童への適切な対応の仕方や職員のスキルアップを目的に、勉強会や研修会の取り組みを継続して参ります。

11ページをご覧ください。あさひ学園児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの事業所への見学会を行い、受け入れ側の事業所は21事業所の申し込みがありました。評価としましては、事業所の環境整備に関する気づきや、親子で参加できる事業がある事業所では、「保護者のメンタルケアや家族支援の大切さなどを学ぶ事ができた」といった意見がありました。一方では受け入れ側として、「締め切り後の申し込みや受け入れ可能時間以外の時間帯に指定される事があった」などが挙がっております。見学会開催にあたっての課題点を検討しながら、来年度は卒業後の進路先の参考として、就労支援事業所への見学会を行って参ります。

13ページをご覧ください。療育支援事業の活用では、医療的ケアが必要な方やご家族への対応について開催しております。評価につきましては、医師がいない環境での看護師の孤独感や、書面だけの指示書で対応しなければならない現状・苦悩などが把握できました。看護師負担軽減を含め、事業所の対応として緊急対応の共有やマニュアル作成を行っている事、個別対応で支援を行っている事などの情報共有もできております。療育支援事業を活用して研修や勉強会を行った事で、関係機関の役割を知る事や情報共有を行う事ができました。また、保護者が学べる機会や医療的ケアが必要な方、その保護者への対応では、保護者同士の繋がりもできました。今後も療育支援事業を活用して、課題に応じて取り組みを変えていきながら、研修や勉強会を開催して参ります。

続きまして、医療的ケア児等ネットワーク部会の9月から2月までの進捗状況です。14ページをご覧ください。医療的ケア児等ネットワーク部会では、5つの目的に沿って事業を行いました。第2回の医療的ケア児等ネットワーク部会では、部会に医師の参加を依頼し、3名より課題によって出席いただける承認を得る事ができております。第3回では、「なかよし訪問」でのアンケート結果により、困り事や要望についての活発な意見交換を行う事ができました。関係機関との情報共有・意見交換を行う事で、医療的ケア児の支援体制の強化に繋げていけるよう、今後も年3回の医療的ケア児等ネットワーク部会を継続して参ります。

続きまして、15ページをご覧ください。先ほども出ております「なかよし訪問」という事業ですが、自宅で過ごされている医療的ケア児に対して、医療的ケア児等コーディネーターが自宅へ訪問し、現状把握や困り事などをお聞きするという事業です。9月から2月まで、計9名の医療的ケア児への訪問を行いました。セルフプランで福祉サービスを利用している方も多く、なかよし訪問を通じて、今後とも定期的に困り事を把握していけるように継続して参ります。

16ページをご覧ください。医療的ケア児の家族の集いの2回目を12月に開催いたしました。「事業所ってどんなところ？」というテーマに、医療的ケア児の受け入れを行っている3事業所を紹介しております。事業所での取り組みの意図や、その効果などを聞く事ができました。また、座談会では保護者の思いを直接聞けた事で、家族支援の大切さを再認識できました。家族間の交流を希望する声があったので、来年度も継続して参ります。下段です。小牧市社会福祉協議会より1名、医療的ケア児等

コーディネーター養成研修を受講し、9月に取得しております。今年度を含めて、現在までの受講者は、小牧市内で保健センター2名、障がい福祉課1名、社会福祉協議会6名の合計9名が医療的ケア児等コーディネーター養成研修を受講しております。しかし、人事異動や退職などで、現在の受講者は、保健センター1名と、社会福祉協議会5名の在籍となっております。今後、支援体制の強化に繋げていくため、受講者がいない関係機関にも医療的ケア児等コーディネーターの受講を促し、継続して研修受講者を配置できるよう進めて参ります。

17ページをご覧ください。10月に市内の訪問系サービス事業所に喀痰吸引研修にかかわるアンケートを実施いたしました。12事業所の回答があり、喀痰吸引の受講者がいる事業所は12事業所中9事業所と確認できましたが、実際に提供している事業所は少ない実態が分かりました。「連携の取れる訪問看護事業所があると良い」という考えがある事が分かっております。サービス事業者の喀痰吸引と研修受講にあたり、何が妨げになっているのか、などが確認できましたので、アンケート実施については終了とし、今後は稼働状況を確認して参ります。以上、こども連絡会の事業報告となります。

(事務局 湊川)

事務局の湊川と申します。よろしくお願いします。

日中活動系連絡会の報告になります。18ページ・19ページをご覧ください。障がいのある人の状況に応じた日中活動の場の確保を目的に、日中活動系連絡会と就労支援連絡会第2回・第3回の合同連絡会を開催しました。評価として、事業所で対応に困っている事例に対してグループワークで意見を出し合い、対応方法などを共有したほか、「応用行動分析学」の講義を実施して、問題行動の対処方法を理論的に理解する事ができました。「応用行動分析学」というのは、問題行動には必ず法則があるという考えのもと行動を分析し、法則を明らかにして問題行動の改善に繋げる手法となっております。また、来年度から新しく「就労選択支援」という制度が始まりますが、人員配置や必要研修など、就労選択支援を実施するための要件などの情報をペイフォワード小牧より説明いただきました。連絡会は、事業所のサービスの質と量を確保すると共に、地域課題となり得る課題を抽出し、解決に向けた議論を行う必要があるため、継続とします。

続いて、20ページをご覧ください。障がいのある人の創作活動や展示発表の場の充実を図り、文化芸術活動を支援する目的で、とよめサロンの作品展出展募集を行いました。いわぎ授産所とふれあい障がい者デイサービスが作品展を開催し、市民の方へ事業所の活動を周知する事ができました。来年度も市内事業所の文化芸術活動を広く市民の方に知ってもらう場として作品展を継続します。

続いて、同じ目的であいちアールブリュット展の開催について各事業所へ案内しました。こちらも周知活動を行い、障がいのある人の創作活動や展示発表の場の充実のため継続いたします。

21ページをご覧ください。市民のスポーツ大会イベント等に障がいのある人の参加を促進する目的で、ボランティアセンター主催の小牧市障がい者（児）スポーツ・レクリエーションを11月10日日曜日に開催しました。参加者はボランティア関係者含め314名でした。ボランティア団体や障がい者施設へ協力を仰ぐ事で、多くの方に参加いただきました。来年度も障がいのある人の理解促進や余暇活動の確保のため継続いたします。

22ページをご覧ください。障がいのある人の余暇活動や地域活動の支援を行うボランティアの育成を目的に、ボランティアセンターが障がい者ガイドボランティア養成講座を11月21日と26日に開

催し、12名が受講されました。視覚障がい者と車椅子利用者の介助方法などを学ぶ講習で、受講後は数名がガイドヘルプ友の会に入会されました。来年度は障がい者ガイドボランティア養成講座は開催されませんが、手話や要約筆記などのボランティア養成講座は開催予定ですので、周知活動は継続していきます。

23ページをご覧ください。障がい者施設による物販の機会の充実と余暇活動の場の充実を目的に、にじカフェ・にじいろマルシェを11月2日の土曜日に小牧駅西のにぎわい広場で開催しました。当日はあいにくの雨でしたが、約80名の来場があり、初めて参加した事業所の物販と周知の場を提供する事ができました。また、にじいろマルシェのブース内ではワークショップを開催し、障がいのある人もない人もマグネット創作を一緒に楽しんでいただけました。にじカフェ・にじいろマルシェは継続していきますが、開催場所や実施回数などは連絡会で検討していきます。

24ページをご覧ください。こちらも同じ目的で、とよめサロン活性化プロジェクトとしてマルシェを開催いたしましたが、こちらのほうは今年度で一旦終了となります。

25ページをご覧ください。余暇活動の場の充実を目的に、サンデーボランティア主催のボッチャ教室を毎月開催いたしました。9月からは学生ボランティアのここボラも審判として参加いただき、活動の広がりを実感できました。来年度も週末に気軽に参加できる余暇の場として、ボッチャ教室の周知協力を継続していきます。日中活動系連絡会の報告は以上になります。

続きまして就労支援連絡会の進捗報告になります。内容の多くが日中活動系連絡会と重複しますので割愛させていただきますが、1点、33ページをご覧ください。障がいがある人の雇用促進に関する広報・啓発活動に取り組み、企業との理解・協力を促進する目的で、障がい者雇用支援月間ポスターを小牧市内の従業員150名以上の一般企業や就労系事業所へ配付しました。ただ、障がい者雇用について一般企業にどれだけ周知されているのかが分からないため、来年度は一般企業との接点を増やす試みができないか等、検討していきたいと思っております。就労支援連絡会の報告は以上になります。

続きまして、全連絡会共通事業の報告になります。先に37ページをご覧ください。緊急時の受け入れ体制の構築、及び体験の場の確保。障がい者種別等に関わらず、いつでも受け入れることができる体制の強化を図る目的で、共同生活援助事業所の意見交換会を開催しました。情報交換では、「人員不足で研修を受講させられない」や「権利侵害にならないような、生活上のルール設定が難しい」等の事業所の困り事が把握できました。また皆様にお配りした参考資料1の「情報シート」についても話し合い、提案された意見を基に利用者の基本情報を記す情報シートの内容を市障がい福祉課が再考をする事になりました。来年度も共同生活援助の意見交換会を行い、事業所間の繋がりを深め、緊急時の受け入れがスムーズに行える体制の確保を図って参ります。38ページをご覧ください。介護・福祉・保育人材不足解消と障がい福祉サービスの充実を目的に、こまき福祉のおしごとフェアを小牧市中央図書館のイベントスペースで2月23日（日）に開催しました。SNSを利用した広報や着ぐるみのこまき山を着てチラシを配った事で、当初の狙いである、30代から50代の中途採用の来場者が多く集まり、後日の事業所見学も9名の約束を取り付ける事ができました。お配りした参考資料2が出展事業所の面談結果をまとめたものになります。おしごとフェアに関しては、来年度も人材確保という所が課題としてある事から、継続いたしますが、開催方法は変更する予定になっております。

続きまして39ページをご覧ください。障がいがある人があらゆる分野に参画できるという目的で障がい者週間のポスターを配付、掲示すると共に、社協だより12月号に障がい者週間の啓発としてボッ

チャ教室を掲載しました。今後も障がい者週間を周知する事で市民の方へ障がいの理解を深める啓発活動を継続していきます。続いて同じ目的で障がい福祉サービスの事業者一覧が1月に2000部完成しました。こちらも障がい福祉サービスを必要とする方が最新の情報にアクセスできるよう継続していきます。続いてサービス事業所が防災の意識を高めていく、福祉サービス利用時以外でも災害時に備える目的で、各連絡会において、BCPの作成、訓練・研修の実施状況を確認しました。BCPマニュアルの作成は、どの事業所も完了しておりましたが、研修・訓練の実施方法が分からないとの声があり、今後も事業所間で情報共有を図り、防災意識を高めていきます。40ページをご覧ください。同じ目的で災害時避難行動要支援者台帳への登録啓発を各連絡会で行いました。今後も登録啓発を行い、災害時に支援から取り残される障がい者が出ないように継続していきます。

続いて41ページをご覧ください。サービスの利用促進、情報発信や障がい児支援の利用促進の目的で2月末にガイドブックが完成しております。こちらは主に事業所や関係機関が使うものになりますが、各事業所の特色がとても分かりやすく掲載されております。今後もデータと冊子で最新の情報を提供できるよう更新していきます。障がい福祉サービス事業所一覧とガイドブックについては、3月中に小牧市社会福祉協議会と小牧市障がい福祉課のホームページにアップする予定になっております。全連絡会共通事業については以上になります。

(障がい者基幹相談支援センター 伊藤)

続きまして、小牧市障がい者基幹相談支援センターの伊藤です。42ページをご覧ください。虐待の防止を目的として基幹相談支援センターは、小牧市障がい者虐待防止センターとして稼働しております。施設従事者虐待受付13件、擁護者虐待受付7件と受付件数が増えている状況があります。今後も適切に対応していく必要があると思います。続きまして、43ページ相談支援体制の充実、及び、相談員の質の向上を目的として、巡回訪問を行っています。相談支援専門員の日々の困り事をお聞きするには、良い方法だと感じています。ただ、委託相談支援事業所の相談支援専門員とは、以前よりやり取りしやすい関係である事から、来年度は訪問のご要望に応じる形で、継続を予定しております。続きまして、45ページをご覧ください。相談支援専門員初任者研修受講者フォローアップ研修を行っています。これも目的、相談支援体制の充実及び、質の向上を目的としております。相談支援専門員初任者研修受講者フォローアップ研修につきましては、今後も相談支援専門員の仲間を一人でも多く増やしていくべく継続していく予定です。続きまして、46ページをご覧ください。こちらも支援体制を整えるために、基幹相談支援センター進捗会議を行っています。この会議につきまして、基幹相談支援センターが立ち上がってから1年半以上経っておりますが、地域アドバイザーや主任相談支援専門員、相談支援連絡会代表から助言をいただきながら、運営しております。年数が経ち、少し経験を積んでいる事から、来年度は会議の回数を4回から3回に減らして行っていきたいと思っております。最後に精神障がい者等の地域移行目的として尾張北部医療圏域精神障害者地域移行支援コア機関チーム会議に出席しております。この会議にて、現状を把握する事ができており、今後もこの会議を通して他市町の状況を確認する事で地域移行を進めていこうと思っております。以上です。

(中尾会長)

ありがとうございました。ここから、ただ今の報告につきまして、皆様から何か感想を含めましてご意

見を頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。計画策定1年目の後半9月から2月までの進捗状況という事になります。これまで行われてきたものが継続されているものもあれば、新たに行われ始めたものもあると思うのですが、何かご意見があればいかがでしょうか。お願いいたします。

(位田委員)

6ページの不登校児童の居場所の情報を学校教育課のホームページにあげてくださってありがとうございました。今までどこに連絡したら良いか分からなかったのが、入口として進めていけてとてもありがたいと思います。これを利用するために、学校の先生は全員がご存じなのか、必要な方に届く周知方法があれば教えていただきたいです。

(中尾会長)

ありがとうございます。学校教育課の方からただ今のご質問に関して何かありましたら、お願いいたします。

(学校教育課 櫻井)

学校教育課の櫻井です。不登校の保護者やご本人にパンフレットを作成してホームページにもアップしております。それを今後改定していく時に、ご依頼のあった社会資源について載せていくのかどうかを検討して、更新をかけていくような方向に向かってはいます。このパンフレットにつきましては、校長会を通して各学校にも周知しております。ご本人や保護者の方が担任の先生等に、登校渋りが心配でというような相談の際には、そのパンフレットを使って、「こういった場所があります」というお話ができるようになっておりますので、「一度配ったから良い」ではなく、毎年のだこかのタイミングで校長会等を通じて、周知していけたらと思っております。

(位田委員)

ありがとうございました。

(中尾会長)

ありがとうございます。単にホームページにアップするというだけではなく、その情報がきちんと必要な方に届くように、学校の先生方も含めまして、ご協力いただけますと良いかと思います。この学校関係との連携については、今回新たに加わってかなり強化されてきているところかと思います。今後とも引き続きよろしくお願いいたします。その他はいかがでしょうか。皆様からなければ、ひとつ私の方から、就労支援連絡会議の進捗状況の方にありました、広報啓発活動ですけれども、33ページの①で、障がいのある人の雇用促進に関する広報・啓発活動の取り組みで、企業等の理解・協力を促進するという事で、障がい者雇用につきまして、ポスターを配付しているかと思うのですが、これにつきまして、もう少し促進していくために、何かどのように行ったら効果的になるのか、少しこの場でハローワークさんからお聞きできればと思います。企業の方の障がい者雇用に関する現状も含めまして、どのようにしたら良いのか、何かご意見があればよろしくお願いいたします。

(春日井公共職業安定所 原)

ハローワーク春日井の管内の方で、障がい者の方を積極的に受け入れている企業としては、業種でいうと例えば運輸業、郵便業、製造業関係が、当所管内ではどちらかというと多い傾向にあります。厚生労働省の方で、仕事と子育ての両立や、女性活躍の推進、若者の採用育成というようなところで、各種認定制度を創設しています。その中の一つに、「もにす」という、「ともにすすむ」という意味で、障がい者の雇用の促進や、安定に関する取り組み等をしている優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度があり、当所のハローワーク春日井管内では、今のところ1社なんですけども、そういった「もにす」認定というのを受けている事業所がハローワークに求人を出していただけますと、求人票の方にマークが付いていて障がい者雇用に理解のある所というのが見やすくなっています。一般企業の方に障がい者の方を紹介する場合ですが、ハローワークの求人は、一般の求人と障がい者の方を対象にした求人との（障がい者求人）2種類があるのですが、障がい者の方対象にした求人に応募・紹介する場合には、会社の方にも分かっておられるので、具体的な手帳が何級とか、どういった障がいなのか、そういう事をお聞きになるケースがほとんどですし、そういった事を最初にお伝えして、応募ができるかどうかをこちらがお伝えして確認します。一般企業が出している、一般の求人に障がいである事をオープンにし、伝えながら、応募をするというケースもあるのですが、その場合ですと、やはり企業の方がなかなか障がい者の方が応募してくる事を想定していないケースが多いものですから、まず、「どんな人なのか」「障がいってどういう障がいなのか」「どういう事をすれば良いですか」など、素朴な疑問になるのだと思うのですが、まず障がい者の方が応募するという事を想定していないゆえの質問が最初にあります。スキルや能力的な事をお電話でお話しした時に、「では会ってみましょう」という事になると紹介できるのですが、そこはなかなかハードルが高い職種などもありますので、数としてはそれほどたくさんではありません。やはり就職をしても定着というところも課題のひとつなのですが、長く続かない理由としては、障がいの自己理解がご自身でされてない場合などが、なかなかすぐに採用にならない、不採用が続く事や、採用になっても定着しないというようなケースが多いです。ハローワークの方で障がい者雇用率を上げるため、障がい者の方の就職のために取り組んでいる事としては、まずは学卒、学生さんで障がい者手帳等をお持ちの方の学卒障がい者就職面接会をというのを愛知労働局とハローワークで年1回、行っています。あと一般の障がい者就職面接会というのも愛知労働局とハローワークで、現在は年1回、ドルフィンズアリーナ（旧愛知県体育館）で開催して、そこで障がい者雇用を考えている会社の方と障がい者の方のマッチングを図るイベントとして執り行っています。以上になります。

（中尾会長）

ありがとうございます。どのような一般企業の方、あるいは特に障がい者雇用をされている企業の方たちの現状、またハローワークがどのような事を行っているのかという事も含めましていろいろご紹介をくださいました。何か今の事につきましてご意見や感想等がありましたらと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。どのような事をやられているのかという事を知る事によって、また障がい者の方を支援している方たちにとってどういう支援をしていったら良いのかを考える事もできると思いますので、またいろいろと情報交換できればと思います。ありがとうございます。その他いかがでしょうか。浅野課長よろしくお願いいたします。

(浅野委員)

小牧市役所障がい福祉課課長の浅野です。41ページの全連絡会共通事業で、今日お配りいただいた3種類のガイドブックをお作りいただいているかと思うのですが、改めましてこのガイドブックの使われ方ですとか配付先とか、毎年300冊、200冊作っているのですが、どれくらい配布されるのかという事を改めてお伺いしたいです。あと、このガイドブックですが、市のホームページにも載せさせていただいているのですが、今ペーパーレスの時代という事もありまして、さすがに全部をペーパーレスにするのはスマホを持っていない方もおられますのでなかなか難しいかとは思いますが、その辺の考え方につきまして、もしあれば事務局からご意見をいただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

(中尾会長)

ありがとうございます。その事につきまして、事務局の方どなたかお願いできますか。

(事務局 上平)

各ガイドブックの配付先については、載っている事業所や、相談支援事業所に配っております。また保健センターや子育て包括支援センター、あさひ学園、市内の保育園や幼稚園、市内の小中学校、特別支援学校、児童相談所、保健所、市内の精神科のクリニックや、場合によっては市外の精神科病院にもお渡ししております。ご本人や保護者へ事業所を紹介する際に、事業所一覧に載っていない細かな詳細を確認していただく事や、事業所の雰囲気を見ていただくなどして活用していただいています。ペーパーレス化の観点からというところでは、冊子からデータ化する事に関して、以前こちらの小牧市障がい福祉サービスのご案内というチラシと少し大きめのポスターも作成し、QRコードで読み取ってもらうという事も実施しております。こちらもいろいろな関係機関の方に配っております。あと事業報告でもありました市役所のホームページや社会福祉協議会のホームページでもそれぞれガイドブックに飛ぶように掲載しております。ただ、QRコードで見られない方や見る手段がない方用に「支援が必要なお子さんのためのガイドブック」に関しては、冊子を多めに発行しております。主に誰が使用するのかというところでは、先ほどお伝えした通りの関係機関の方に配っておりますので、そこで使用していただいております。あとは相談支援事業所では実際の冊子を見ていただいて、気になる事業所に関してはそのページのみをコピーさせていただいてお渡しするという対応をしております。この対応でありましたら、ペーパーレス化の可能性もあるのではないかと考えております。以上です。

(中尾会長)

ありがとうございます。おそらく世の中の動向的にはペーパーレス化が進んでいるという事で、そもそも300冊、100冊、200冊という限られた数でしか作られていないという事が前提としてあるという事です。なので、お配りしている先は各機関や事業所となっております。当事者の方がご利用される時にはQRコードから冊子に読み込んで冊子を見ていただく。そうすると今後の方向性としてはQRコードを特に活用していく、でも冊子が必要な方も残されるでしょうから、そこをどのようにしていくかという事でしょうか。よろしいでしょうか。黒田委員お願いします。

(黒田委員)

小牧市手をつなぐ育成会の黒田です。小牧市障がい福祉サービス事業所一覧ですが、会員さんで欲しいという方には小牧市役所福祉課の窓口に行っているのですが、今年も個人的にいただけますか。大丈夫ですか。

(事務局 上平)

4月から最新版をお配りする予定となっております。

(黒田委員)

4月からですね、分かりました。ありがとうございました。

(中尾会長)

ありがとうございます。おそらくペーパーレス化のメリットの一つは情報がタイムリーに更新できるというところがあるかと思いますので、その点も含めましてそちらの方にシフトしていく事になっていくのではと思います。必要に応じてコピーする事ができるというのは、出力する事ができると解釈できますので、方向性としてはそうかなと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。また現状を見ながら、お考えいただければと思います。その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。一年目の後半に関しまして、進捗状況のご報告だったと思いますが、もしよろしければ田代アドバイザー、ここまでの進捗状況について何かあればと思いますが、何かありますか。

(田代 尾張北部圏域地域アドバイザー)

田代です。進捗状況については一年間通じて特に今回は後半という事で、ご報告をいただいているところでは特に私からはありません。

(中尾会長)

順調に進んでいると思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。次の報告事項②令和7年度事業計画案について進めます。こちらについて、事務局よりご説明お願いいたします。

(事務局 上平)

資料2をご覧ください。令和7年度相談支援事業所連絡会の事業計画案からお伝えします。重点施策と新しい取り組み、太字の部分をお伝えいたします。1ページです。第4次小牧市障がい者計画に基づいて2つの目的・ねらいを挙げて、取り組みとして4つの事業を行って参ります。当日資料のA3サイズのものに各連絡会のスケジュールを載せております。①の相談支援体制の充実では、取り組みの2つ目、事業所連携による強化型加算を取得する事業所を増やす事で、人件費に繋げていき、相談支援事業所を増やしていきます。加算の取得を希望した事業所とふれあい総合相談支援センターとで進めて参ります。取り組みの3つ目です。相談支援専門員の魅力アピール、サービス等利用計画作成に伴う各種加算取得の説明会を開催いたします。各連絡会の事業所に呼びかけ、相談支援専門員の魅力を伝え、相談支援専門員初任者研修受講に繋げていく事と、相談支援事業所を立ち上げるための知識の習得について

の2点を講師より学んでいただく予定です。その他は例年通りの取り組みとなっております。以上、相談支援事業所連絡会の事業計画案です。

続きまして、こども連絡会の令和7年度の事業計画案です。2ページをご覧ください。こども連絡会は障がい児相談支援・発達支援の充実に関して5つの目的・ねらいを挙げております。その中で、②のあさひ学園と児童発達支援センターが協力し、地域の障がい児支援の支援体制強化を図る。取り組みとして、あさひ学園と児童発達支援センターとの「発達支援」、「家族支援」、「相談支援」について意見交換会を予定しております。小牧市内の児童に対しての支援、そして相談を充実していけるよう話し合っ

て参ります。そして⑤保育所等訪問支援の実施体制の充実です。2番目のこども連絡会の事業所部会の中で、保育所等訪問支援についての状況を把握する事や周知を行って参ります。そして目的・ねらいの1～5に当てはまる事業として、取り組みの3つ目のあさひ学園、児童発達支援、放課後等デイサービスの事業所への関係機関向け事業所見学会を8月に開催いたします。対象としては、記載してある関係機関にご案内し、事業所を知っていただく事と、関係機関と事業所とが顔を合わせる場として、今後連携がとりやすい状況になるよう進めて参ります。

(事務局 湊川)

続きまして、日中活動系連絡会の事業計画案に移ります。4ページをご覧ください。目的・ねらいは6つありますが、日中活動系連絡会は計画の変更は来年度ありません。今年度同様、目的・ねらいに沿って計画を進めて参ります。

続いて5ページをご覧ください。就労支援連絡会の事業計画案になります。こちらは目的・ねらいが①～⑤までありますが、①の就労系サービスの量・質の確保についての取り組みとして、就労支援事業所への見学会の開催を行いたいと思っております。こちらはこども連絡会事業所や日中活動系事業所、相談支援事業所の職員が就労支援事業所を見学する機会を提供する企画となっております。

続いて6ページをご覧ください。全連絡会共通事業計画案です。こちらの目的・ねらいが7つありますが、一番上の①地域生活支援拠点の機能強化ですが、取り組みとして、地域生活支援拠点の登録促進となっております。こちらは各連絡会で地域生活支援拠点の登録を事業所へ促し、緊急時の受け入れ体制の充実を図って参りたいと思っております。お手元の当日資料の中に、カラー刷りの両面の資料があると思いますが、こちらに地域生活支援拠点の概要が載っておりますので、ご参照ください。以上です。

(事務局 伊藤)

続きまして、令和7年度小牧市障害者基幹相談支援センター事業計画案です。こちらは相談支援事業所連絡会とともに、相談支援体制の充実が同様に目的として挙がっております。来年度変更する所とし

ましては、今年度も引き続き行っていますが、障がい者虐待防止、障がい者の養護者に対する支援者に関する法律の研修会の周知という事で、他機関で虐待に関する障がい者虐待に関する研修の情報は、福祉サービス事業所の方に今後も案内をしていきます。基幹相談支援センター進捗会議におきましては、先ほどの報告通り4回を年3回に変更して参ります。地域移行・地域定着の勉強会に関しまして、今年は講師を呼んで事例検討会、事例を用いた研修会を行っておりますが、今年度は精神科病院の退院調整担当者からの現状を聞く事で、スキルアップを目指していきたいと思っております。以上です。

(中尾会長)

ありがとうございました。4月から令和7年度の事業計画についてご説明をいただきました。これに関して、何かご質問やご意見、感想ございましたら、よろしくお願いいたします。太字になっている所が、来年度から始まる事業や、来年度特に重視する事業で、その他の所をやらない訳ではなく今年度同様進めていく所になっております。森島委員よろしくお願いいたします。

(森島委員)

令和7年度のこども連絡会の事業計画案の中の⑤の保育所等訪問支援の実施体制の充実とありますが、今年度も2園実施させていただいて、非常に良い事業で、保育園の中だけでは問題解決できないところや、手立てが探せないところを、保育所等訪問支援を利用することで、共有させていただく事や、また学びの場ともなり、先生方からも「良かった」という感想をいただいております。毎年なかなか数が増えないのが実情で、非常に良い事業ですので、対象となる事業所の数が2事業所程度だと思うのですが、増やしていただきたいです。園児が通っている事業所すべてが参加するのが難しいのか分らないので、教えていただきたいです。そこに通っている事業所の方であれば、という縛りが緩くなれば、いろんな園児が園で過ごすにあたっての手立てを、先生方も知る事ができるのかと思いますので、そういった縛りがどのようなルールになっているのか、縛りが緩められないのか、活用できるような工夫を教えていただきたいです。

(中尾会長)

ご質問ありがとうございます。今の点に関して、事務局からお答えいただく事はできますか。

(事務局 長江)

保育所等訪問支援は法定サービスですから、ルールが決まっております。今おっしゃられたのは、事業所がある特定のお子さんのために行く際に、他の内容の相談も応じられないかという事でしょうか。

(森島委員)

通っている事業所が2事業所しか対応していただけないようで、その事業所が増えれば、どこの事業所でも対応できれば、その事業所の方で訪問して、教えていただけますよ、という受け皿が広いとありがたいのですが、どうして2事業所なのか、という点をお尋ねしたいです。

(事務局 上平)

今まで2事業所だったのですが、現在4事業所に増えました。森島委員がおっしゃっていただいたご意見は、今後、こども連絡会の方にも周知させていただきたいと思っております。

保育所等訪問については、保護者と保育所等訪問支援の事業所との契約を行って、実施していくものです。

(事務局 伊藤)

保護者が希望すると保護者との契約で保育所訪問が使えるという形になっております。私たちも相談員として、「この児を保育園と事業所と間に入ってもらって、2つの様子をお互いに見てもらえると良い」と考えております。相談員からも勧める事がありますし、保護者たちがご自身で、そういった方法がある事を知り、「使いたいのですが」と、市役所に受給者証の手続きをされる場合がありますが、「この児は必要だ」という児がいた場合には、保護者が申請をする必要があるのもので、周りからこのようなものを使ってみるのはどうだろう、という案内になると思っております。

(中尾会長)

ありがとうございます。申請が必要という事ですね。ご父兄の方からの申請が必要なので、必要そうな方がいたらお声掛けをお願いしますという事で。それによって周知されていく可能性もあるかと思えますので、よろしく願いいたします。他はいかがでしょうか。今のようなことで、書かれている内容で分からないことはありますか。

では、位田委員お願いいたします。

(位田委員)

ポプラの会です。勉強不足で知らないだけだと思うのですが、1ページ目の事業所連携による強化型加算の仕組みを教えてください。

(中尾会長)

事務局お願いします。

(事務局 長江)

相談支援事業所は市の委託相談支援事業も基幹相談もあるのですが、そうではない所は報酬をもって事業を進めております。その基本報酬が上がるのが、この機能強化加算となります。相談で計画を作ると、1件いくら、誕生日月にモニタリングすると1件いくら、その基本単価が上がる、といったシステムです。上がる事によって事業所の収益を改善し、相談支援専門員を増やす。これは前の前の圏域地域アドバイザーから言われた事で、取り組んでいます。ではこの機能強化というものは何かと申しますと、本来は単一の相談支援事業所が条件をクリアして加算を取るものなのですが、国が複数の事業所、例えば私ども社会福祉協議会と別の法人の相談支援事業所が協定を結んだ上で、最低限の加算条件をクリアすると両方の加算が取れる。基本報酬単価が上がるという仕組みがあります。この事を一昨年度研究しまして進めてきました。先ほど説明がありましたが、それには地域生活支援拠点の登録が前提とな

ってしまして、その登録について今進めているところです。登録を終えたところで希望する相談支援事業所が、私ども社会福祉協議会と一緒に協定を結んで加算を取っていくという仕組みになっております。

（中尾会長）

ありがとうございます。相談支援専門員を増やしていく方策として、2年ほど前から検討を重ねてきて、ここまで今たどり着いている状況ですね。その他いかがでしょうか。計画を立てたら実行していかなければならないという事で、来年度この計画に沿って実施をしていきます。この事について、皆様のご協力を賜りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。また、来年度の障害者自立支援協議会では、この計画に沿って進捗を見ていくという事になろうかと思います。そこに関しても、皆様方のお力をいただく事となります。よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、次、報告事項③に移ります。令和7年度以降の評価シートについてご説明を事務局の方よりお願いいたします。

（事務局 長江）

事務局長江です。資料4と、それから今お配りしている参考資料3をご覧ください。今配っているものは、この新たな資料4の説明になります。この資料4、枚数が多いのですが、基本目標1、2から8までと、重点施策の1、2、3というものに分かれています。これは何かと申し上げますと、第4次の障害がい者計画の大きな柱立てに沿って作ってあります。例えば、資料4の最初のページ、基本目標1「権利を守ります」とありまして、左側にP l a n、D o、C h e c k、A c tとあります。PDCAです。このP l a nというのは施策の方向性として書いてあり、また取り組み項目として（1）（2）（3）（4）とあります。今お配りしたところにも書いてあるのですが、第4次障害がい者計画の基本目標、それから施策の方向性を意識しております。すべて載せると文章が多くなりますので、概ね意識して表記してあります。そして取り組み項目は、それぞれの基本目標達成のために取り組む項目を列記してあるものになります。その下のD o、成果の所で、主な活動指標、これは各目標に基準値と方向性が障害がい者計画に入っているものをそのまま転記しているものです。例えば、1ページ目ですと①～⑤まであって、尾張北部権利擁護支援センターへの障害がい者権利擁護に関する相談人数は令和4年が85人で、方向性は右肩上がりに増やしていくとなります。ちなみに令和5年は88人になっており、増えています。このように一つ一つ活動指標に対して何件何人何パーセントというものを令和5年・6年度から追っていくというシートになっております。その下の方向性に沿って令和6年に行った事になります。これは評価シートですので、当該年度に何を行ったかをここに記していきます。黒字白抜きの各項目の指標の方向性に沿って取り組んだ事、活動実績を記載しますが、必ずしも全てに取り組むという事にはなりません。この計画の項目が多く、サービス事業者の方に協力いただくのも限界がありますし、また、事務局としても業務量を増やせないため、全て取り組む事が必須とは考えておりません。

そして、このページにはございませんが、次のページの基本目標2をご覧ください。何も書いてないのですが、黒字白抜きが、指標があるものです。基本目標「相談支援を充実します」という所では、「相談件数を増やして行く」という指標があるのですが、それとは別に、取り組み項目の（1）として相談支援体制の充実があり、（2）相談員の質の向上、（3）相談先の周知、（4）自立支援協議会の充

実とあります。この（１）（２）（３）（４）の所も成果の所で（１）（２）（３）（４）として表記していく想定になっております。全ての取り組むことに基準値があるわけではありませんし、活動指標や方向性が定まっていますが、何を行ったかというところは表記していきます。つまり、この「D o」の成果のところは、黒字白抜きの指標としての項目として何を行ったか、またそれ以外の括弧書きの項目について何を行ったかというものを記す欄になっております。そして、その下の課題チェックの所は、ここで行ったことに関連する課題を記載していきます。下段の「A c t」今後の取組については、まさに取り組んだ活動の成果と課題を踏まえて、次年度に取り組む、また取り組んでいる内容を記載していきます。ただし、この表の中に書ききれないかもしれませんので、今後の取組みについては、次年度計画という事で、別紙でお示しする場合もあろうかと思います。

こういった内容の新しいシートを使って、来年度の自立支援協議会には資料としてご提出しようと考えているものになります。これまでの報告にあったシートからこちらに変えていく事になります。こちらについて、このシートの是非を問うものではなく、来年度からこの様式に変わる事をあらかじめお伝えする事を意図しております。私からは以上になります。

（中尾会長）

ありがとうございます。先ほど、今年度の進捗状況の報告がありましたが、来年度は今ご説明くださったこの様式に変わるという事ですね。これに関してご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。様式を変えるという事ですので、それ自体は決まっている事ですが、何か分からない事などございましたら、よろしいでしょうか。小木曾委員お願いします。

（小木曾委員）

いろいろ試行錯誤された中で、表が簡潔化されつつ明確化するという意味合いであれば今までの資料より、次の方向性が見えるというところでは、良いと思います。こういう書類は紙、先ほどペーパーレスの話が浅野委員からもあったのですが、ペーパーレスという意味では、例えば他の会議ではパソコンを持ち込む形になってきているので、そういう事はこの障害者自立支援協議会では特になく、これからも簡略・明瞭化はしていくも、こういう形で示して行くのは変わらないという方向性なのでしょうか。

（事務局 長江）

事務局長江です。まず、このふれあいセンターの館内が、インターネット環境が繋がっていないところが多く、Wi-FiもFree Wi-Fiもない状況です。一部の職員用のものならあるのですが、オープンにはできていないという事で、本来ならおっしゃる通り、パソコンを見ながらできると良いと思ったのですが、環境として整っていないという事で、おそらくまだ来年度はこのように紙として皆さんにお示しする事になろうかと思います。

（中尾会長）

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。それでは来年度以降こちらを使用するという事でよろしくをお願いいたします。

続きまして報告事項の④です。地域生活支援拠点の機能強化についてご説明をお願いいたします。

(事務局 松浦)

障がい福祉課の松浦と申します。地域生活支援拠点の機能強化についてご説明申し上げます。前回10月の第2回小牧市障害者自立支援協議会本会におきまして、令和7年4月に開始する地域生活支援拠点の登録制に関しまして、拠点の目的と概要を説明させていただいたところでございます。その後の進捗状況についてご報告させていただきます。

まず昨年の12月26日に市内事業所を対象に、地域生活支援拠点登録制度に関する説明会を開催し、多数の事業所の皆様にご参加いただきました。地域生活支援拠点の目的や小牧市における地域生活支援拠点整備の実情、地域生活支援拠点に登録した事業所に求める事、地域生活支援拠点を担う事で事業所が得られる加算の概要や、今後の手続きの流れ等をお伝えしたところであります。説明会においては、事業所の皆様から様々なご質問、ご意見をいただきまして、資料5の一番後ろ「登録制に関するQ&A」というものにまとめさせていただいております。主な質問、意見としましては、「事業所間の情報共有や報酬加算など、実際の事業所の運用に関わるご質問や、登録手続きに関するご質問、また地域生活支援拠点コーディネーターの配置でありますとか、各事業所に対する地域生活支援拠点に関する説明が不足しているのではないかと体制に対するご意見をいただきました。各事業所、特にグループホームに対する説明が不足しているとのご意見を受けまして、その後1月～2月に開催されました日中活動系・就労支援連絡会でありますとか、相談支援事業所連絡会、また共同生活援助事業所意見交換会など地域生活支援拠点を担っていただく対象となっている事業所の方が参加する各連絡会において、地域生活支援拠点に関する説明をさせていただきました。その中で様々な意見をいただきまして、先ほど説明があったように参考資料1の情報シートですが、これは相談支援事業所が平常時から緊急時対応が必要と思われる方の情報をまとめておいて、いざという時に受入れ先の事業所に提供、情報共有する事を目的としたシートです。これに関しても「こういった内容のものを追加したらどうか」などというご意見をいただきました。今後、随時そういったご意見を聞きながら修正、変更等行っていきたいと考えております。また2月には小牧市地域生活支援拠点登録事業実施要綱や、地域生活支援拠点ガイドラインを制定いたしました。登録に必要な事業所情報シートや今お話しした情報シートと併せて、小牧市のホームページに現在掲載してホームページを通して周知をしているのと共に、市内事業所に対しまして登録開始のご案内をさせていただいたところでございます。現在随時登録の受付を行っているところです。登録に際しましては、事業所の運営規定に地域生活支援拠点に関する文言を追加する必要がございます。それに時間を要する事から、現時点においては1事業所の申請にとどまっているところなのですが、複数の事業所から登録に関する問い合わせ、申し出もある事から、今後申請していただける事業所は増えるものと考えております。今後についてであります。3月中に登録申請があった事業所に関しまして、令和7年4月1日付で地域生活支援事業所として登録し、登録事業所をホームページで公表させていただきます。4月以降も随時登録を受付けると共に、事業所の皆様に対し登録のお願いをしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。説明としては以上となります。

(中尾会長)

ありがとうございます。今ご説明してくださった地域生活支援拠点の機能強化について、令和7年4月から開始されるという事になっております。この事につきまして何かご意見とかご質問があったらお願いいたします。いかがでしょうか。これは計画の重点施策にもなっているものです。それがいい

よ4月から始まるとなっておりますが、いかがでしょうか。位田委員お願いいたします。

(位田委員)

ポプラの会です。利用者側から、まだ分からない事だらけで、今までは事業所を利用する際あらかじめ契約等が必要だったのですが、こういった緊急の場合は親は動かなくても自動的にどこかに繋げていただけたと考えてよろしいのでしょうか。お願いします。

(事務局 松浦)

お子さんが緊急的に何処かに置かないといけないという時に、親御さんを無視してやるという訳ではないので、もちろんご意見は伺います。緊急的な受入れ先として、今までは受入れ先を探す側も頭の中である事業所と連携していくとは思っています。ただこういった地域生活支援拠点の機能強化という事で、登録する事によって短期入所できる事業所が『見える化』されるので、相談支援事業所や受入れさせる事業所としてはスムーズに受入れ先を探す事を目的としていますし、こういった登録制にする事によって事業所に加算がついて報酬的なメリットもございますので、そういった事でスムーズに緊急時に受入れができる、あるいは地域移行を受けていきたいと考えている方に対して体験の場をスムーズに提供する事ができるという事を目的にしていますので、もちろん先ほど言ったように、親御さんにご意見を求める事や、事前にお話をする事はあるかとは思っていますので、そういった際には一緒に進めていければと思っております。

(位田委員)

ありがとうございます。ここのQ&Aの所にも書いてあるのですが、加算があまりないようなので、名古屋市のように独自で少し足していただけると有難いと思います。小牧市は愛知県の中でもお金持ちの上の方の認識があるので、ぜひお金をこちらの方に回していただけると有難いです。お願いします。あと、あらかじめこの情報シートを作っておくべき対象者はどのように絞っているのでしょうか。教えてください。

(事務局 松浦)

詳しい事は今後、あらためて拠点登録された事業所の方とも詰めていく必要があるとは思いますが、想定しているのは、高齢者の親御さんと住んでいて親御さんが病気になった時に一人で住めない方や、虐待を受けて、あつてはいけない事ではありますがその家にいる事が危険となった時の緊急的な受入れ先という事でございます。ですので、虐待というものはなかなか想定できるものではないと思うのですが、親御さんに何かあった時に「この方は一人では少し難しい」という方に関しては対象になってくるとは思いますので、そういった方たちに対して事前に情報をまとめておく事によって、その時にいろいろと聞いたりとかする時間が減らせるのかなとは考えております。

(中尾会長)

よろしいでしょうか。事務局からもう一つご説明があるようです。お願いします。

(事務局 伊藤)

相談支援専門員としては緊急時の可能性がある方には、体験というところはやはり前もって進めていただくのが良いと思っています。どうしても予期せぬ緊急時というものは今までもたくさんあって、その時に本当にあたふたしながら何とかその方の支援をしているという状況の中で、本人の負担は多分すごく大きいだろうなと思うと、今後その危険性が考えられる方には、この情報シートを作成し、可能性があるところに体験をしていくという事を、私たちは案内をしていきたいなと思っています。

(中尾会長)

ありがとうございます。もう少しご説明がありそうな感じがしますが。追加で何かありますか。

(事務局 松浦)

情報シートを作るところは、委託相談、特定相談の相談支援事業所が作成するものであると考えております。以上です。

(中尾会長)

ありがとうございます。そうですね、事前に体験できるというのはすごく大きな事だと思いますので、それがきちんと広まっていく事が重要かなと思います。それがあつた事によって実際に何か起きた時に本当に使えるような形になるかなと思いますので。他はいかがでしょうか。黒田委員お願いします。

(黒田委員)

すいません、これには関係ないかもしれませんが、利用者で病院に通院している方がいるのですが、ヘルパーに来ていただいて、ヘルパーの車ではなく巡回バスで市民病院に通院しているという方がみえます。私はよく分からないので聞きたいのですが、小牧市ではヘルパーの車で送迎する事はできないのでしょうか。市町村によって違うとは聞いたのですが、よく分からないのでどうなっているのか聞きたいです。お願いします。

(中尾会長)

事務局にお願いして良いですか。

(事務局 松浦)

今の内容は病院に連れていきたい時に来ているヘルパーに連れていってもらつた事はできないのかというお話でしょうか。

(黒田委員)

利用者がヘルパーの車で病院まで送っていただくようなことは小牧市ではできないのでしょうか。

(事務局 松浦)

その方の状況によって検討するものになりますので、個別でご相談いただければと思います。すいま

せん、申し訳ないです。

(黒田委員)

ありがとうございました。

(中尾会長)

ありがとうございます。今みたいな例はおそらく聞いてみると、個別に対応がある可能性があるかもしれないしないかもしれないですが、まず聞いてみる事が重要かなと思います。ありがとうございます。他はよろしいでしょうか。皆様にご質問をくださると、おそらく内容が深まっていくと思います。鈴木委員をお願いします。

(鈴木委員)

医師会の鈴木です。例えば医療機関にこの情報シートはどの程度教えていただける可能性があるのでしょうか。個人情報の兼ね合いもあるとは思いますが。特に私は精神科なので精神科の領域ですと、年金だとか、今後例えば成人期に移行するような方で愛知県医療療育総合センターから転院して来られる方が、生活全般の事をなかなかご本人からはおっしゃれない、ご家族も正確には把握しづらくてという形だと、初診時には必ず一から何うのですが、十分な情報がない場合がとて多く時にとて困る事があります。ではどこに何えれば良いかという口頭だと行き違うことも多いので、例えばこういう場合に医療機関等はどうか。もちろん身体疾患の事もあるので、どこまでそういう所が必要なのかは難しいところではあるのですが。

(中尾会長)

事務局、お願いします。

(事務局 松浦)

今の情報共有に関しては、このQ&Aの一番上にもあるとおり、医療機関に限らず受入れる側の事業所さんからも説明会の時にご質問はありました。やはり突然来ていきなりと言われても、なかなか対応として難しいところです。ただ、今おっしゃったように個人情報の懸念点もございますので、作った情報シートに関してどこまで共有できるのかというのは、今後の検討課題として考えております。そこをどうするのかという事は今後改めて考えていきたいと思ひます。ご意見ありがとうございます。

(中尾会長)

ありがとうございます。医療機関に限らず他機関と情報共有をするというのを、どのレベルでどういう形でやっていくかという事ですね。その他いかがでしょうか。田代アドバイザーをお願いします。

(田代 尾張北部圏域地域アドバイザー)

田代です。地域生活支援拠点のガイドラインを小牧市がようやくしっかりと作っていただいて登録制を募って今後進めていくという事なので、非常に期待しているところではあるのですが、皆さんにご質

問いただいた通りで、元々は親御さんも高齢になってきて「親亡き後の為に将来どうなっていくのだろう」とか「何か自分に起きた場合にうちの子はどうするのだろうか」という事が、国の方に伝わって市町ごととか圏域ごとに拠点を整備しなさいというのが事業の成り立ちになります。ポイントとしては、実際にこういう事があったのですが、親御さんが亡くなっていて、お兄さんと知的障がいの本人との二人暮らしだったのですが、お兄さんが仕事場で倒れていまってそのまま帰れなくなりました。で、3日目くらいになって東京で離れて暮らしているもう一人のお兄さんが、「連絡がつかない」と警察に連絡が入ってそこのお宅にお邪魔したら、ポツンと一人で布団を被っていたという事がありました。地域生活支援拠点として相談員と市の担当者が行って、地域生活支援拠点の緊急時に預かっていたいたのですが、どのような方か分からないので、健康診断を受け感染症がないのかチェックをして、その間保険証はどこなのか等皆で協力をして、最終的にはお兄さんも自宅には帰れないような身体状況になってしまったので本人はグループホームに入ったというケースがありました。このような流れがこれからも出てくるとして、緊急時で預かっていただく事業所もこれから将来の為に経験していただくグループホームなども、全て知らない人だと非常に困るので、事前に登録をしていただいてこの情報シートを使って安心に何かあった場合に利用してもらうという、効果的な方法だと思います。これとやはり同時に進めていかなければいけないのが、やはり基幹相談支援センターと委託の相談支援事業所だけでは15万人の町で全ての障がいのある方の世帯を把握していくというのは非常に難しいので、何をしなければならぬかというやはり計画相談の事業所をしっかりと増やしていく事と、相談員をもっと増やして緊急時に見込めない世帯がこれぐらいありますというところを広めていかないと多分進んでいかないので、確かに加算が少ない事や、登録していただく事業所がどれくらいあるのか分かりませんが、私が危惧しているのは相談員の確保です。ここら辺を進めていただきながら、小牧市としてより良い拠点の整備にしていきたいなと感じております。以上です。

(中尾会長)

ありがとうございます。今、最後に相談員の確保、それから現在登録事業所がどのくらいあるのかという話がありましたが、現状を少しだけご説明いただいてもよろしいですか。

(事務局 松浦)

現状なのですが先ほども少しお伝えしたところですが、今の時点で正式に申請書を受理させているのは正直なところ1事業所のみとなっております。ただ、複数の事業所から登録に関する申し出はいただいているので、今後そういった所から申請はいただけるのではないかと考えています。ただ事業所と言っても相談だけではないので、委託相談だけでなく、計画相談が必要であることや、受入れ先、短期入所、グループホームなど受入れる方の事業所の登録も必要になりますので、正式に4月1日から事業化はするのですが、その中でこの事業所が不足しているという事態になった時に、そこは皆さんに事業所登録をお願いしていかなくてはならないのかなとは思っております。登録状況を見て今後検討をしていくものかと考えております。

(中尾会長)

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。またいろいろと動かしていく

中で分からない事が出てくるかと思いますが、その都度またいろいろとご相談いただければと思います。それによって良いものに作り上げていくという事ですね。4月以降、実際に動き始めますので、皆様のご協力によって良いものにしていけるという事で、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは次に移ります。最後、その他につきましてこちらでご用意している事はないのですが、委員の皆様から何かありますでしょうか。

(位田委員)

どこかで話を入れられたらと思いつつどこにも該当しないので、少しお願い事と相談があります。20代の方で中学校までは一般の中学校の支援級にいらっしゃって、高等部から支援学校に通っていた方が、卒業後はおそらく一般企業の障がい者枠に就職をされたのですが、少し大変で合わなくて結局辞めてしまわれて、その後ひきこもりを経験されて、最近やっと福祉就労に通えるようになったようなのですが、そこで私が疑問に思ったのが、その方は多分、障害年金の対象になる方なのですけれども、年金が受けられるという情報がどこからも入っていないくて、同級生なので話したのですが、「一般就労ができてから私のところは関係ない」と勘違いされていたみたいで、その後年金の申請をしているのか分からないのですが、対象者であっても年金を受けていない方は多分たくさんいらっしゃって、例えばそういう方々がちゃんと年金をいただいて、いくらいただけるのかは調べていないくて分からないのですが、たとえ数万円であってもちゃんと収入が得られると分かっていたら、背伸びをして一般就労に行かなくても、いったん足踏みができる所から順番に積み上げていって自信をつけて、最終的にまた一般企業に行けたかもしれないのに、情報が伝わっていなかった為につまずいたものであればすごくもったいないなと思いました。意外と年金の話はどこからもなく、親の会に入っていると時々耳にするのですが、それでも確実に情報が入ることはなく、出来たら支援学校とか対象になるお子さんが卒業する前に必ず伝わるシステムを作っていただきたいと思います。確か春日台特別支援学校は毎年、学校主催かPTA主催か分からないのですが説明会があるそうで、小牧特別支援学校の場合はPTAがやったりやらなかったりと先ほど舩越先生にお聞きしたのですが、やはり自動的に知れるようにしていただきたいなと思っておりますので、そういうシステムを構築していただけると有難いです。もう一步踏み込んで、少し疑問に思ったのが、ハローワークで仕事先を紹介する際に、その方が年金を受けられるかどうかというのも考慮して、ここで年金がこれくらい入るからお給料をそれほどいただかなくてもここはどうか、とかそういった事は難しいのでしょうか。年金をいただけるかどうかは申請しないと結果が出ないので難しいのですけれども。そこがうまくマッチして背伸びせずに就職して離職率が減らせたらと思います。

(中尾会長)

ありがとうございます。もしよろしければハローワークの方から現状をご説明いただければと思います。

(原委員)

年金についてはご本人からお話ができれば、だいたい月にいくらかいというのは登録をする時にお聞きしますが、おっしゃっていただければそこで把握はするのですが、年金があるから収入はこれくらい

で考えているというところはあくまでもご本人さんの希望になってくるので、逆に言うところらは年金がいくらからいなので、これくらいでどうですかとまでは、生活に関わる事なので、そこまでの相談としてはできないです。逆にご本人さんが希望として「これでは足りないの」とか「これだけあるのでそんなに収入よりも仕事内容とか勤務場所を重視したい」とか、そういった相談を進めていくという形になります。

(位田委員)

窓口に来られる方は、ご自身が年金を貰える対象者であるという事をちゃんと理解されているのでしょうか。

(原委員)

そこまではちょっと分かりかねます。申請をしているとか現在受給中かどうかとかという事はお尋ねしますが、理解をされていて申請をしていないのか、申請をしたけれど該当にならなかったのかというところまでは、こちらも勉強不足という事もあるかもしれませんが知識としてないものですから、あくまでもご本人のお話を基に進めています。

(位田委員)

そこでもしまだ年金の申請をしていなくて受給できそうな方だったら、「年金申請をしてみませんか」というようなお話は難しいですね。

(原委員)

そうですね。そもそも例えば手帳のある方はそれとリンクして申請するという事はできないのでしょうか。

(位田委員)

すみません、そこはまだ勉強不足です。窓口に行くと「この人でも年金が貰える対象ですよ」という話を聞いて意外に思うことがあります。知っている人のケースで「この人は貰える対象ですか」と電話で聞いたら、「あ、貰えますよ」と言われたので、本当に個別のケースで難しい問題だとは思いますが、知らずにいて貰えていなくて無理をしている人がいたら、と思い投げかけてみました。

(中尾会長)

中程度以上の障がいの場合に障害年金の対象になるのですが、それ自体は元々お持ちの障害者手帳とは別に年金独自の基準があるので、それをご本人が申請をするという時に医師の診断書をつけていくので、それをどのように書いていただくかによって変わるところがあるのですが、昔は都道府県ごとに判断が分かれていたのですが、今は全国一律で共通で判断をしていますので、お持ちの手帳とは異なっていると思います。

(位田委員)

受け取れる筈なのに受けられない方がいっぱいいらっしゃる。

(中尾会長)

そうですね。年金自体受給できるのが二十歳からになりますので、二十歳の誕生日よりも前に障がい状態だと、例えば知的障がいなど産まれながらの気質障がいとなってくると、二十歳前障がいに当たるのですが、二十歳前の障がいの場合は二十歳の誕生日を過ぎたら障害基礎年金を受け取れるという状態になり、その際申請が必要なのですが、その時点で申請というのが、なかなか高校を卒業する年齢から二十歳まで、その情報が届きにくいのだと思います。高校を卒業の段階でもし説明を聞いたとしても、その時点でそれを覚えていただければ良いのですが、そうではない場合、二十歳の段階で再度情報が行き渡るかというところが結構問題なのではないのかと思います。ですので、二十歳の誕生日を迎えるその年のところで何か周知ができると、特に二十歳前障がいの方たちは年金を受け取れる方が多くなるのかと思います。見た目でのその障がいの程度とは少しかけ離れてという事は置いておいて、とにかく申請してみるという事かなと思うのですが。鈴木委員お願いします。

(鈴木委員)

知的障がい等で元々医療機関に掛かってきた方はそういう目的で受診をされるので、意外にきちんと来られています。ただ一番難しいのは、支援学校ではなく微妙な状態で高校に行かれていて、という方は多分落とされてしまうのと、障害年金に限って言えば、少し貰うにはどうかという方でも通ります。私からするともっと貰っていただきたい方がたくさんいるのですが、そうではない方でも申請して通ることが多々あって、少しどうなのかなという方の時は市役所で「どうですか」と言われて、言われたら私の方としては可能性がある疾患であれば記載はするので、そうすると通ります。一方でこの方はぜひ貰っていただきたいなという方に限って落とされていて、そういう方は繋がっていない事があるので、こちらからお話をする場合もあるのですが、意外にスルーされます。例えば初診時40歳、50歳の段階でという事は多々あるので、私の方が「この人はちょっとどうかな」と勝手に判断して良いものでもないのですがとても難しいところで、市役所の方でも例えば前例の手帳もそうなのですが、「手帳どうですか」と言われてしまえば、「この人はそこまでじゃないな」という方でも、依頼があれば該当されていれば書かなければいけないのでとても難しいところです。位田委員がおっしゃる意味もとても分かるのですが、本当に難しいです。ただ何らかの形で医療機関にかかられている方は、その目的でちゃんと来られます。どういう方が落とされてしまっているのかというのは、もう一回視点を変えて調査をするべき事かなと思いますし、最近はやはり療育手帳を以前は貰っていたのが、最近通われていなくて、空白の期間があって、40歳、50歳で親御さんが亡くなって突然来られて、宙に浮いている方がたくさんみえるので、そういう方をどうするのかというのも先ほどの情報シートに繋がるかと思います。本当に必要な方に行き届く事が大切かなととても思います。

(中尾会長)

ありがとうございます。障害年金の取得に詳しくて得意な社会保険労務士さんもいらっしゃるの、そういう方を探すという手もあります。

(鈴木委員)

申し立て書も大変なのです。ご本人ではなくその保護者が大変なのです。

(位田委員)

保護者が書く場合は良いのですが、書いてくれる方がいない場合はどうなのでしょう。

(中尾会長)

社会保険労務士さんが申請はご専門でやったださるので、社会保険労務士さんには得意分野があると思いますので、障害年金の申請に詳しい社会保険労務士さんを見つけられると良いかと思います。ただ今お話にもありましたけれども、おそらく病院にかかれて障がいが判明するとか、病院にかかっていらっしゃる方はそこから申請に繋がる方は結構いらっしゃると思うのですが、そうではない方たちや、そもそも障がいをお持ちだけれど分かっていなかった方々は非常に難しい問題かなと思います。しかも二十歳というところがとても難しいかなと思います。

(位田委員)

せめて支援学校を卒業するタイミングで教えていただけると有難いです。

(中尾会長)

そうですね、その辺について現状をもしよろしければ、船越委員お話していただければと思います。

(船越委員)

改めて思い返してみても、確かに障害者年金の情報は学校には届くのですけれども、それを学校として生徒に指導する、保護者に指導するというものでもないというところがありますので、基本的にはPTAの役員さんに「こういう情報ありますよ」「こういう研修会どうですか」とお勧めをして、PTAの役員さんが「じゃあ今年に」という形になれば保護者向けにできるのかなとは思ってはいます。私たちの学校はほとんど保護者の方に知識がないとなかなかというところがありますが、今、お話をさせていただいて、また保護者の方たちには例えばそういうポスターが一つでも貼ってあれば、保護者の方が自発的にいろいろ情報を得てみたり、勉強会に参加したり情報を得るような動きがあるかもしれませんので、また学校のほうでも持ち帰って検討ができればと思います。

(位田委員)

自発的に行動できる保護者のところには多分情報が届いていて、学校の中でもあまり積極的ではない保護者の方にもきちんと情報が届いて欲しいなというニュアンスで、自動的に入ってくる情報になって欲しいと願います。

(船越委員)

学校で説明会をやるにしてもお越しいただかないと情報は提供できないので、孤立してみえる方は学校にもお越しいただけないというところは確かに課題だなと思います。また少し検討させていただけたらと思います。

(位田委員)

春日台支援学校ではどうされているかが分かれば、それを習って真似すれば楽なのかなと思います。

(船越委員)

学校としては保護者を月に何度も学校に呼び立てるような事をしないようにしています。お仕事を休んでという事を強制する訳にはいかないですから、何かしら月に1回くらいのペースでというところで行事等も考えております。春日台特別支援学校が具体的にどのようにやってみえるのかお聞きしながら、参考にできるところは参考にしたいと思います。ありがとうございました。

(中尾会長)

ありがとうございます。お近くの年金事務所が年金のセミナーを訪問して開催して下さるので、年金セミナーを年金事務所の方に開いてもらうという事で、学校の先生方がご説明する事がなく、専門家の方が説明して下さるというものもありますので、ぜひご活用くださればと思います。その他いかがでしょうか。お願いいたします。

(事務局 伊藤)

先ほどの通院等介助について、黒田委員からのご質問がありました。相談支援専門員として、少し説明をさせていただければと思います。通院等介助というものは、基本的には市町で設定はされていなくて全国一律になります。病院や公官庁の手続き等にヘルパーと一緒にいく事ができるサービスになります。これは基本的にはヘルパーの車に乗っていく事はできないと現場では思っております。タクシーや公共交通機関を使ってヘルパーと一緒にいきます。ヘルパーは公共交通機関もしくはタクシーに乗る事でそこで介助がなければそこは算定をしません。あくまで介助いただくところを算定するのですが、もし他の市町でヘルパーさんの車に乗って行っている方のお話を聞いたのであれば、輸送サービスをやっている事業所さんがヘルパー事業所を行っている場合に、おそらくヘルパーさんは通院等介助についておられて、その乗車のところは輸送サービスで別料金を払っている可能性があるのではないかと思います。現場からの情報です。

(中尾会長)

ありがとうございます。その他事務局から何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

本日予定の報告事項については終了いたしました。皆様にご協力くださったおかげで、非常に闊達な意見交換をする事ができました。ありがとうございました。それでは進行を事務局にお返しいたします。よろしくお願いいたします。

(事務局 長江)

中尾会長、進行をありがとうございました。委員の皆様も貴重なご意見ありがとうございました。本日いただきましたご意見を各連絡会の次年度の活動に活かしまして、障がい者計画の進捗を追って参ります。本日の協議会は以上になります。来年度第1回の本委員会は、次第の末尾に記載してあります通り、5月26日(月)午後2時からとさせていただきます。お忙しい事と存じますが、日程の調整をよろしくお願いいたします。また異動等で代わる場合には、後任の方によりしくお伝えください。なお2回目、3回目は空欄になっておりますが、またこちらにつきましては追って皆様にはご案内するつもりであります。よろしくお願いいたします。

それでは、長時間に渡って活発にご協議ありがとうございました。最後にもう一度、田中事務局次長よりお礼を申し上げます。

(事務局 田中)

皆さん、活発な議論をありがとうございました。今更申し上げるまでもなく、様々な課題が言葉を交わす中から出てきますし、中尾会長もおっしゃっていただいた通り、言葉を交わす中で深めていけるという事がすごく重要なと思っております。いただきましたご意見ですが、令和7年度の事業がこれから始まりますので、活かしていただきたいと思っております。

これをもちまして、第3回小牧市障害者自立支援協議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。